

生徒心得（入学のしおりより）

1. 頭髪・服装について

（1）制服

I 型

ア. 本校指定（上着裾裏、ズボン腰部に校章入り）の標準型を着用する。本校所定のボタンをつけ、左襟に校章をつける。シャツは白色のワイシャツとし、左胸にエバマーク（4月に4枚配布されます。さらに必要な場合には職員室で購入できます。）をつける。また、ベルトは黒・茶の無地で一列穴とする。

イ. 夏季（6月から9月末まで）は制服のズボンに白色のワイシャツか開襟シャツとする。シャツの左胸にエバマークをつける。

II 型

ア. 本校指定の制服を着用する。（スカート丈は膝頭のラインとする。）シャツは白色のワイシャツか開襟シャツとし、左胸にエバマークをつける。

イ. 夏季（6月から9月末まで）は制服のスカート、またはスラックスに上記のシャツとする。シャツの左胸にエバマークをつける。

（2）靴

茶、黒の革靴または運動靴とする。

（3）靴 下

I 型・・・白色またはダークカラーとする。

II 型・・・黒、紺とする。（ワンポイントは可。ルーズソックス・ライン入り・膝上のものは不可）
ストッキングは黒、紺、ベージュとする。

（4）コート

黒色、紺色、ベージュ色などの華美でないものとする。革ジャン及びGジャンは禁止する。

（5）セーター

着用する場合は本校指定のものとする。

（6）髪 型

パーマ、カール、着色、脱色等は原則禁止する。髪留めはダークカラーのゴムのみとする。

（7）その他

① 装飾品（指輪、ピアス、エクステ、ネックレス、つけまつげ、つけ爪、カラーコンタクト等）、化粧、皮膚への加工（マニキュア、人工的な日焼け、まゆぞり、アイプチ、入れ墨等）は禁止する。

② 防犯にも配慮した身だしなみを整える。

2. 礼 儀

（1）社会生活において相互の人格を尊重する誠意のあらわれは礼儀であることを認識し、相手や場にふさわしい言葉遣い、服装容儀等を心掛ける。

（2）挨拶の励行を心掛け、校内で来客に会ったときは丁寧に会釈する。

（3）校長室・職員室・事務室・授業中の教室あるいは集合中の場所等に入室するときは、必ずノックやその他の方法で許可を受ける。

（4）生徒相互間で、粗暴な言葉遣いにならないように注意する。

（5）人を訪問するときは時刻に注意し、服装、容儀、言葉遣いに気をつけて、自分の氏名と訪

問の理由・用件を明瞭に述べる。

(6) 男女生徒間は節度を保ち、思慮分別をわきまえ、軽率で慎みを欠くような態度はとらない。

(7) 男女交際には正しい理解と相手を尊重することが大切である。

3. 交通関係について

(1) 免許証の取得について

自動二輪の免許取得、乗車、同乗を禁止する。

① 原付バイク

ア. 原付バイク免許取得について

- a. 免許取得に際し、「原付バイク免許取得願い」を提出する。
なお、授業の欠席は認めない。また、原則として長期休業中に取得する。
- b. 取得後直ちに学校に申し出て、運転免許証の提示をする。
- c. 自賠責保険・任意保険に加入する。(コピー等を提出)
- d. 運転に際しては、交通ルールを守り、必ずヘルメットを着用する。
(フルフェイスの義務づけ)
- e. 上記について違反した者は学校で指導する。

イ. 原付バイク通学許可について

- a. 下記の条件を満たす生徒は、申請によりバイク通学を許可する。
 - i. 部活動加入者に限り、自宅から学校までの距離が10km以上あること。
 - ii. 部活動は、毎日活動していることを原則とする。
- b. 次に該当する生徒は許可しない。
 - i. 基本的生活習慣が、確立していない生徒
 - ii. 申請前の30日間に、正当な理由のない欠席・遅刻・早退の回数が合計5回を超える者
 - iii. 特別指導を受けて30日未満の者、また、その後生活態度が好転しない者

(2) 自転車について

- ① 自転車通学希望者は許可願い(様式1)を提出し、条件を満たした者について許可する。また、自転車保険(賠償責任保険)に必ず加入すること。
- ② 自転車通学者は所定のステッカーを貼付する。
- ③ 乗車中のイヤホン、携帯・スマートフォンの使用を禁止する。2人乗り、傘さし運転は厳禁とする。雨天時には雨合羽を着用する。
- ④ 盗難防止のため、カギは2箇所に取り付け施錠することが望ましい。

4. アルバイトについて

(1) アルバイトは、原則として長期休業期間に許可するものとする。ただし特別な事情がある場合は申し出ること。

(2) 長期休業期間中にアルバイトを実施する際には、許可願いを提出し、保護者同席の上、学校長の許可を得る。

(3) 高校生としてふさわしくない業種(深夜営業の店、飲食店、パチンコ店等)、および成績不振者、性行不良者には許可しない。

5. 届出を必要とするものについて

遅刻、早退、欠課、欠席、忌引等の他、原付バイク免許取得、原付バイク通学、自動車免許取得、アルバイト、各種集会をする場合は学校に申し出ること。また、宿泊を伴う旅行、海水浴、ドライブ、キャンプ、登山等は、保護者の了承を得ること。

6. 学校生活について

- (1) 学習上不必要な物は持参しない。
- (2) 自分の物は必ず自分で管理し、紛失や盗難を未然に予防する。
- (3) 履物は所定のロッカーに入れる。
- (4) 登校後は無断で校外に出てはならない。やむをえず、外出の必要が生じた場合は担任の許可を受ける。担任が不在の時は、副担任または学年主任に申し出る。
- (5) 昼食は弁当持参を原則とするが、校内で食事、飲み物の販売も行う。校外での食事は禁止する。
- (6) 所持品には学年、組、氏名を記入し、貴重品は持参しない。
- (7) 時計、現金など紛失しないように注意し、体育時などは学級担任に預けるようにする。
- (8) 今年度の新入生の学年カラーは赤色とする。(校章、自転車ステッカー、ジャージ、上履き、体育館履き等)
- (9) 正当な理由なくして欠席・遅刻・早退・欠課をしてはならない。
- (10) 学校の行事、集会に故意に参加しなかったり、妨害をしたりしてはならない。
- (11) 考査の際、不正行為をしてはならない。
- (12) 学業成績または素行の不良なる者は学校を代表する者となる事ができない。(学校代表とは諸役員・選手等)
- (13) 諸施設用具等は大切に使用し、もし破損した場合は、ただちに申し出る。
- (14) 無断で所定の位置にある物を移動してはならない。
- (15) 諸施設用具等使用後は後始末を完全に行う。

7. 携帯電話について

- (1) 校内への持ち込みは認めているが、授業時間中の私用は厳禁とする。
- (2) フィルタリングを設定する。
- (3) SNS 等への不用意な書き込みはしない。

8. 校外生活について

- (1) 交友関係は十分注意し、無断外泊は禁止する。
- (2) 高校生として好ましくない場所への出入りは禁止する。
例：酒類を提供する喫茶店・飲食店、パチンコ店、マージャン店、等
- (3) 外出の際は、行く先、帰宅時間を必ず家人に告げること。深夜の外出は禁止する。
- (4) 飲酒、喫煙、パチンコ、その他の賭博行為及び薬物の乱用は禁止する。
- (5) 他人を脅迫したり暴力行為をしたりしてはならない。
- (6) 生徒にふさわしくない所持品は持ってはならない。(例：凶器・煙草・マッチ・ライター等)

9. 表彰

- (1) 3カ年皆勤
- (2) その他

次のような場合は生活全般に心配な変化がないか慎重な見守りが必要です。

- i. 制服を改造したり、着方が普通でなくなったりする。
- ii. 言葉使いが乱暴になり、嘘を多くつくようになる。
- iii. 金銭を強くねだったり、金使いが荒くなったりする。
- iv. 無断で外泊したり、夜遊びが多くなったりする。
- v. 学校を理由もなく休むようになる。
- vi. 髪を染めたり、学校へ化粧したり装飾品を身につけてきたりするようになる。
- vii. 携帯電話を生活に支障をきたすほど長時間にわたり使用する。